

災害公営住宅 入居申込みのご案内

募 集 方 法

定期募集…募集月前月までに空家が発生し、募集可能となった住戸について、**空家募集**を実施します。

入 居 の 決 定

入居申込み後に抽選を行い、「入居候補者」となった方は、抽選から 10 日以内に「入居資格を確認するための書類」を提出していただき、入居資格の審査を行った上で、入居を決定します。

なお、震災により住宅を滅失した方又は震災復興事業により住宅を解体及び移転する方からの入居申込みが優先となります。

募 集 住 戸

災害公営住宅で空家が発生し募集可能となった住戸（**一般募集住戸が対象**）。

募集住戸については、毎月受付前月の末日ごろに各受付窓口及びホームページ等に掲示します。

※ 申込みができる住戸は、災害公営住宅の一般募集住戸 1 箇所です。

申込み受付時期

定期募集を実施する月の上旬 1 週間程度。

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。）

申込み方法及び受付場所

○ 郵送での申込方法

次ページの「申込み時に必要な書類等」を同封の上、いわき市市営住宅管理センター（問い合わせ先参照）へ郵送してください。（**受付期間内の消印有効**）

○ 窓口での申込方法

いわき市市営住宅管理センター、いわき市市営住宅泉窓口センターの各窓口で受付します。

※ 申込順に受付番号を付与します。（受付番号は抽選会で抽選をする番号となります）郵送で申込まれた方については、受付後、番号を付与し電話で受付番号をご連絡します。

申 込 み 資 格 （8つの条件を全て満たすこと）

- (1) いわき市外に避難されている方で、市から発行された「居住実績証明書」を有する方。
- (2) 原則として同居親族（概ね 2 ヶ月以内に結婚する婚約者を含む）のある方。
ただし、次の方は 2LDK（2DK）の住戸に限り単身で申し込むことができます。
 - ① 60 歳以上の方
 - ② 障がい者（身体・精神・知的）で、単身での生活が可能な方
（身体 1～4 級、精神 1～3 級、療育 A 又は B 判定に該当する方）
 - ③ 生活保護被保護者
 - ④ その他条例で定める方
- (3) 住宅に困窮していることが明らかな方。
- (4) 市・県民税を滞納していない方（国保税等は除く）。
- (5) 前年の世帯の合計所得が公営住宅法で規定する収入基準の範囲内にある方。
- (6) 過去に市営住宅等に入居していた時の滞納家賃等債務がない方。
- (7) 過去に市営住宅等に入居していた時に住宅明渡しの請求を受けたことがない方。
- (8) 暴力団員でない方。

申込み時に必要な書類等

- ・ **市営住宅入居申込書 及び 市営住宅入居申込み確認表**（用紙は受付場所等に備えてあります。また、いわき市市営住宅管理センターのホームページからもダウンロード可能です。）
- ・ **返信用封筒**（抽選結果通知を希望される方は、申込者の住所・宛名を記入し、110 円切手を貼った封筒を提出してください。返信用封筒を提出しない場合は、ホームページ等で抽選結果をご確認ください。）
- ・ **印鑑**（申込書下部の「暴力団照会」について同意し押印していただければ不要です。）

抽選日及び抽選方法等

申込み月の中旬頃、住戸ごとに公開抽選で「入居候補者」を決定し、返信用封筒提出者のみ郵送にて抽選結果を通知します。抽選会場への立会は任意となります。（申込み受付時に付与した受付番号により抽選を実施します。）

抽選後の書類提出及び入居資格審査（入居候補者に限る）

入居申込み後の抽選で当選し「入居候補者」となった方は、抽選から 10 日以内に「入居資格を確認するための書類」を提出していただき、入居資格の審査を行い、入居を決定します。（書類審査の結果、入居資格を満たしていない場合や、10 日以内に「入居資格を確認するための書類」が提出されなかった場合は、当選は取り消しとなります。）

○ 入居資格を確認するための書類等

抽選により「入居候補者」になった方は 10 日以内に次の下線がある書類等を提出してください。
※印については、該当者のみ提出してください。

- ① 学生や 18 歳未満の方を除く入居しようとする方全員の市町村長が発行する
令和 6 年度（令和 5 年分）の所得額・課税額証明書
 - ※ 給与所得者の方は、**最新の源泉徴収票**を添付してください。
 - ※ 令和 5 年 1 月以降現在までに転職、又は就職した方は、現在の勤務先から**収入証明書**（用紙は受付場所に備えてあります。）を発行して添付してください。
 - ※ 令和 5 年 1 月以降現在までに開業した自営業の方は、**収支明細書**（用紙は受付場所に備えてあります。）を添付してください。
 - ※ 令和 5 年 1 月以降現在までに退職した方は、**退職証明書（雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険受給資格者証の写し等）**を添付してください。
 - ※ 18 歳以上の学生については、**学生証の写し**を添付してください。
- ② いわき市から交付された**居住実績証明書**
- ③ 入居しようとする方全員の**世帯全員が記載されている住民票の写し（筆頭者・続柄が記載されたもの）**
 - ※ 婚約者がある場合には、**婚約者の世帯全員が記載されている住民票の写しと、婚約証明書**（用紙は受付場所に備えてあります。）も添付してください。
- ④ 学生や 18 歳未満の方を除く入居しようとする方全員の**納税証明請求書（兼）証明書**（用紙は受付場所に備えてあります。） ※市外の方は、**令和 6 年度市県民税納税証明書**
- ⑤ **その他市長が必要と認める書類**
 - ※ ①の書類は、令和 6 年 1 月 1 日現在で住民登録を行っている市町村で交付を受けてください。

※申込者、又は家族の中に障がい者がいる場合には、**障害者手帳の写し**も添付してください。例：
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

※生活保護を受給している方については、世帯全員が記載された住民票の写し（筆頭者・続柄が記載されたもの）、生活保護受給証明書が必要となります。

【 収入基準 】

災害公営住宅に申込み方は、次の収入算出式で算出した収入月額が、収入月額範囲内にすることが必要です。

収入算出式

$$(\text{世帯全員の所得金額の合計} - \text{控除額の合計}) \div 12 (\div 2) = \underline{\text{収入月額}}$$

収入月額範囲

一般の方 : 158,000 円以下 裁量階層の方 : 214,000 円以下

※世帯を分離して申込みされる方は、世帯員が災害公営住宅へ入居する、入居しないに関わらず世帯員全員の上記収入月額を2分の1した額が収入月額となります。

※次のいずれかに該当する場合は、裁量階層として収入基準が214,000 円まで引き上げられます。

- ①申込者又は同居親族に障がい者（身体1～4級、精神1～2級、療育A又はB判定に該当する方）がいる場合
- ②申込者が60歳以上の方であり、かつ、同居者全員が60歳以上の方、又は18歳未満の方である場合
- ③小学校就学前の子どもがいる場合

控除額の種類

種類		控除額	控除適用に係る内容（要件）
1	同居親族控除	1人につき38万円	入居しようとする同居親族及び別居している税法上の扶養の適用該当者。
2	老人扶養親族控除	1人につき10万円	1にあげる者に満70歳以上がいる場合。
3	扶養親族控除	1人につき25万円	1にあげる者に満16歳以上23歳未満がいる場合。
4	障がい者控除	1人につき27万円	申込者又は1にあげる者に障がい者がいる場合。（特別障がい者の場合は1人につき40万円）
5	ひとり親・寡婦控除	1人につき35万円 （寡婦の場合は27万円）	申込者又は入居しようとする同居親族にひとり親・寡婦がいる場合。（控除対象者の所得額が控除額未満の場合は、その所得額分の控除となります。）

※平成30年の所得税法改正に伴い公営住宅法施行令が改正され、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方がいる場合には1人につき10万円を控除します。（控除対象者の所得額が控除額未満の場合は、その所得額分の控除となります。）

※雑損失、純損失の繰越控除については所得金額から控除することができます。

※障がい者控除に係る特別障がい者は、身体1・2級、精神1級、知的A判定に該当する方です。

○収入基準の換算表（参考） （単位：円）

区 分	収入基準 （月額）	扶 養 親 族 数				
		1人	2人	3人	4人	5人
一般階層	158,000 円以下	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
裁量階層	214,000 円以下	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

※ 世帯の中に老人扶養、障がい者、ひとり親、寡婦控除等が該当する場合や世帯分離者がいる場合には換算表は参考にできません。

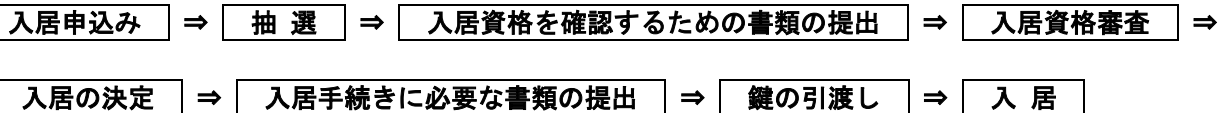
入居決定者となった方が入居手続きに必要な書類

入居資格審査後、入居決定者となった方は入居決定から10日以内に次の書類を提出してください。
ただし、⑨、⑩の書類は、該当者のみの提出となります。

- ① **請書**（200円の収入印紙の貼付、本人と緊急連絡人2名の記入・押印が必要です。）
※ 印鑑は、緊急連絡人届出書の印鑑と同じ印鑑を使用してください。
緊急連絡人は、原則として入居決定者の親族で、18歳以上70歳未満の方2名が必要となりますが、親族で緊急連絡人となる方が見つからない場合等にご相談ください。
- ② **緊急連絡人届出書**
- ③ **緊急連絡人誓約書**
- ④ **緊急連絡人の身分証明書の写し**（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- ⑤ **緊急連絡人が入居決定者の親族であることを証明する書類**（戸籍謄本、住民票等）
- ⑥ **誓約書兼同意書及び修繕についての同意書**
- ⑦ **誓約書**（共益費）
- ⑧ **敷金納付の領収証書**（入居資格審査後、納付書を送付します。）
- ⑨ **市営住宅使用料口座振替依頼書**
- ⑩ **駐車場使用許可申請書**（駐車場のある団地で駐車場を使用する方のみ提出して下さい。）

入居申込みから入居までの流れ

（ここから「入居候補者」となった方に限る）



【 留意事項 】

「入居申込」・「入居資格を確認するための書類」・「入居決定者となった方が入居手続きに必要な書類」等の一連の手続きに虚偽の事実のあることが判明した場合や、市が指定する期間内にこれら入居に係る一連の手続きをしない場合（必要書類の提出等がなされない場合）は、入居の決定を取消すこととなりますので、あらかじめ十分留意願います。

問 い 合 わ せ 先	
いわき市市営住宅管理センター	〒973-8401 いわき市内郷小島町新町 40 番地 電話番号 38-3245
いわき市市営住宅泉窓口センター	〒971-8185 いわき市泉町七丁目 21 番地の 47 電話番号 38-3417